

外来生物法施行に係る政省令等の体系

特定外来生物被害防止基本方針の策定

※主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて基本方針の案を作成し、閣議の決定を求め、閣議の決定があったときは公表（告示）する

① 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

・ 問題の背景、外来生物による被害の概要、被害防止の基本的な方針

② 特定外来生物の選定

- ・ 選定の前提
- ・ 被害の判定
- ・ 優先度の考慮

③ 特定外来生物の取扱い

- ・ 飼養等の目的
- ・ 飼養等施設基準
- ・ 個体識別措置

④ 特定外来生物の防除

- ・ 公示の内容
- ・ 確認認定の内容
- ・ 緊急的な防除
- ・ 計画的な防除

⑤ その他重要事項

- ・ 未判定外来生物
- ・ 種類名証明書
- ・ 調査研究
- ・ 普及啓発

【政令事項】

特定外来生物の指定

※ 個体及びその器官を政令で定める
※ 指定に際しては、学識経験者の意見を聴く

未判定外来生物の指定

- ・ 輸入者の届出の方法
- ・ 輸入者の届出事項等

種類名証明書不要生物の指定

- ・ 証明書の種類
- ・ 輸入場所の指定

【省令事項】

飼養等の禁止

- ・ 飼養等の禁止の特例
- ・ 飼養等の目的
- ・ 飼養等の許可の申請内容
- ・ 特定飼養等施設の基準
- ・ 飼養等の方法
- ・ 譲渡等の禁止の特例

防除

- ・ 防除の公示手続、公示事項
- ・ 原因者からの負担金徴収方法
- ・ 防除の確認・認定の手続

防除の公示

※ 防除対象となる特定外来生物毎に指定
※ 公示に際して都道府県の意見を聴く

必要に応じ

防除実施計画の策定